

箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区の指定について  
[大阪府環境審議会野生生物部会報告書]

大阪府環境審議会野生生物部会長

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項による標記特別保護地区の指定について、令和 4 年 8 月 22 日、同条第 4 項において準用する第 4 条第 4 項の規定に基づく知事からの諮問があったため、同日、大阪府環境審議会条例第 6 条第 7 項及び大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第 3 条第 5 項第 7 号の規定に基づき野生生物部会を開催し、これを審議した。

審議の結果、同日付けで、箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区を指定することについて、適当である旨答申した。

以上のとおり、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第 3 条第 6 項の規定に基づき報告する。